

○四日市市露店営業等に関する規則（以下、抜粋）

（施設基準）

第4条 露店営業及び臨時営業(以下「露店営業等」という。)の施設基準は、以下のとおりとする。

- (1) 施設は、不潔な場所に位置しないこと。
- (2) 施設は、天井、三方の側壁及び必要に応じて床を有し、清掃しやすく、じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造(耐水性テントを含む。)であること。ただし、施設を屋内に設置する場合で、衛生上支障がない場合は、天井を省略し、側壁を適切な区画とすることができる。
- (3) 施設は、使用する設備、取り扱う食品の種類及び量に応じた十分な広さがあり、営業を行わないときは、シート、カバー、厚板等で施設の開放部分を封鎖し、衛生的に保管できる構造であること。
- (4) 採光及び換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
- (5) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を衛生的に供給できる給水設備を設けること。ただし、使用の都度洗浄が必要な食器、器具を使用しない場合は、この限りでない。
- (6) 従事者専用の消毒液を備えた手洗設備を設けること。
- (7) 給水設備及び手洗設備の水供給量は、合わせて18リットル以上の営業に必要な量であること。
- (8) 給水設備及び手洗設備の容量に応じ、適切に排水できる設備を設けること。
- (9) 冷蔵又は冷凍を必要とする食品を取り扱う場合は、取り扱う食品の種類及び量に応じた冷蔵又は冷凍設備を備えること。
- (10) 汚液、汚臭が漏れない構造で、洗浄しやすい廃棄物容器を備えること。
- (11) 器具、容器及び食品を衛生的に保管する設備を備えること。